

第29回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成27年7月28日（火）10:30～11:20
2. 場 所 中央合同庁舎第8号館 5階共用C会議室
3. 出席者 内閣府原子力委員会  
岡委員長、阿部委員、中西委員  
外務省  
中東アフリカ局 金井正彰中東第二課長  
軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課 松井宏樹首席事務官  
内閣府  
室谷参事官

4. 議 題

- (1) イラン核問題と包括合意（外務省）  
（外務省中東アフリカ局中東第二課長 金井正彰氏、  
外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課首席事務官 松井宏樹氏）
- (2) その他

5. 配付資料

- (1) 包括的共同作業計画 JOINT COMPREHENSIVE PLAN OF ACTION (JCPOA)

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第29回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目がイラン核問題と包括合意。2つ目がその他です。

まず、1つ目の議題について事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。1つ目の議題は、イラン核問題と包括合意について、

本日は外務省中東アフリカ局金井中東第二課長、そして軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課松井首席事務官にお越しいただいております。金井課長より御説明をいただき、適宜松井首席事務官より補足をいただきたいというふうに思っております。

それでは、御説明よろしくお願ひ申し上げます。

(金井課長) 御紹介にあずかりました外務省中東第二課長の金井でございます。本日は、議題でございますイランの核問題、先般合意にいたり至りました包括的な合意について御説明申し上げたいと思います。

固有名詞、合意の名前は「包括的共同作業計画」、JOINT COMPREHENSIVE PLAN OF ACTION (JCPOA) というふうに呼称しております。7月14日でございますけれども、これまで交渉の当事者でございました国際社会側がEU3+3、英仏独米中露とイランとの間で合意に至りました。

この合意の根本的なつくりでございますけれども、イラン側のほうで原子力活動に一定の制約をみずから課す。それを国際社会が検証する。それと引きかえに、これまでイランに科されておりました制裁が解除されていくという、このようなディールになっております。

私ども外務省でも、この交渉をずっと側面からサポート、働きかけてまいりましたけれども、今回の合意が国際社会の不拡散体制の強化に資するものであるとして、また、中東地域全体の安定にも役立つものであるというふうに、肯定的に捉えております。

合意ができたことは非常に重要でございますけれども、合意は何よりも着実に履行されることがより一層重要かと思っております。今後、まさに履行局面では、私どもとしても役割を果たしていきたいというふうに思っております。

なお、この合意に関しまして国際社会では、例えばイスラエルなどは、この合意は非常に悪い合意であるというふうに評価して、批判的・慎重な態度をとっております。また、交渉当事者の1カ国でありますアメリカも、国内では共和党が主導の議会では非常に批判的な意見が見られておりますので、後で詳細に御説明いたしますが、合意が合意としてきちんと成立し、その後きちんと履行されていくことが、なお一層重要かと思っております。

先ほど御説明したディールをまず簡単に御説明しますと、イランの側では原子力活動にみずから制約を課すことに同意いたしました。濃縮ウランの貯蔵量、遠心分離器の数を削減するということ。そして、兵器級のプルトニウムは製造しない。研究開発にも一定の制約を受け、査察を何よりも受け入れ、透明性を強化するということを受け入れました。

後で御説明いたしますけれども、いろいろ細かな数字が出てまいります。この数字、合意

の一つ一つの側面で具体的に課せられた制約というのは、一つの考え方に基づいてつくられたというふうに我々は承知しております。その考え方と申しますのは、イランが平和的な活動しかしないと書いていても、国際社会を欺いて、仮に万が一核兵器をつくらうと思いうに至ったとしても、核兵器一つをつくるのに必要な時間、これをブレイクアウトタイムというふうに呼んでおりますけれども、そのブレイクアウトタイムを約10年間にわたって、1年以上に引き延ばす、そのような考え方に基づいていろいろ制約を具体的に課しました。なお御参考までに、現状、巷間言われておりますのは、国際社会を欺けばですけれども、仮にその意図があればですけれども、イランは二、三カ月で核兵器1つをつくることのできるのではないかというふうに言われております。その二、三カ月という時間を1年以上に引き延ばすということが根本的な考え方で、その考え方に基づいて、種々具体的な制約を課したということでございます。

お手元の資料右側でございますが、その引きかえに、国際社会がこれまでイランに科しておりました制裁が今後解除されていくと、このようなディールになっております。

イランの核問題は、初めてイランに未申告の核施設があるのではないかと暴露されたのが2002年でございますので、13年越しの国際社会の関与だったわけでございますけれども、13年かけてこの問題が一応平和裏に解決に向かうという道筋が整ったということでございます。

お手元の資料2枚目に御説明を移らせていただきたいと思います。

今回の合意、JOINT COMPREHENSIVE PLAN OF ACTION (JCPOA) は全て公開されております。EUのホームページにも載っておりますし、先般、7月20日でございますが、安保理決議が新たに採択されました。これは、JCPOAというのは交渉当事者間で約束した約束事ではなくて、厳しく申し上げれば、何ら法的拘束力を伴わないものでございましたけれども、追いかけるように7月20日、国連安保理決議2231号というものが通りまして、このJCPOAを安保理決議の一部として含める形で通りました。このJCPOAをエンドースする形で安保理決議が通りましたので、今後この合意というのは法的拘束力を持つものになってまいります。

このJCPOAには、実は日にち、お手元の資料に赤字で書かせていただいている日付は具体的には出てきませんが、私ども外務省のほうで、恐らくこうなるのではないかとということで表記させていただいたものが、御参考までに赤字で書かせていただいたものです。

この合意そのものを拝見いたしますと、今後の段取りが詳細に記載されておりまして、今後、Finalization Day、意識ですけれども、「合意妥結の日」。そして Adoption Day、「合意採択の日」。Implementation Day、「合意履行の日」。Transition Day、「移行の日」。そしてUNSCR Termination Day、「安保理決議終了」の日というものが出てまいります。それぞれの日がどういう意味を持つのかについて、簡潔に御説明申し上げたいと思います。

まず、「合意妥結の日」というのは、先般この合意が成り立った、交渉がまとまった日でございます、2015年7月14日のことでございます。その後、先ほど御説明申し上げたとおり、安保理決議がこれをエンドースする形で通りました。

それから90日あけて「合意採択の日」、Adoption Dayというものを合意の中で設けております。この90日設けております理由は、アメリカの国内で先般法律が通りまして、行政府限りでイランと交渉した合意内容というのは、米議会でも、立法府でもきちんと精査する必要があると。精査した上で、この合意ならよいということになって初めて、アメリカとしてこれを承認するという法律が通っております。この法律の上では、ここに具体的に書いておりますけれども、60日間議会が精査、レビューをすることができるようになっておりまして、議会が仮に不承認する場合には、更に12日間延長。不承認した場合には、大統領は恐らく拒否権を発動すると思っておりますので、発動しますと更に10日間延長。最大82日間議会が預かるという形になっております。

7月20日に行政府は立法府にこの合意を提示いたしましたので、普通に計算しますと10月9日までアメリカ議会の中でこの合意が精査されるというプロセスが進むことになっております。

交渉最終局面で、このようにアメリカ議会が精査をするというプロセスがもう既にわかっておりまして、合意そのものの中に、ちょっと余裕を持って90日後に晴れて合意が採択するという形のつくりになっております。

米議会のレビューが無事に終わりました、合意が合意としてきちんと採択された暁には、この「合意採択の日」を迎えるという形になります。この「合意採択の日」になりますと、晴れてこの合意が、合意としてきちんと成立するということでございますので、この日をもってイラン側も、そして国際社会側も、それぞれ準備をきちんと始めるという日になります。

そして、その次でございますけれども、Implementation Day、「合意

履行の日」というものを迎えるというつくりになっております。この日は、明示的に何日というのは決まっておりません。これは、イラン側がこの合意の中に出てきます主要な措置について、みずから義務を履行すると。その履行したことを I A E A がチェックをいたしまして、その義務履行が間違いがないということが確認された日ということになっております。

この確認がされますと同時に、制裁がとまるような仕組みになっております。したがって、この合意上、制裁がとまるのはいつかと問われれば、この「合意履行の日」ということになります。

合意履行の日がいつになるかは、現時点では定かではございません。もちろんイラン側がどのぐらいのスピードで義務を履行するかということにもかかっておりますし、またそれを I A E A 側でどれぐらいのスピードでチェックできるかということにもかかっておりますが、例えば、アメリカのケリー国務長官は、合意ができてから 4 カ月～6 カ月はかかるのではないかという言い方をしていたり、別の関係者は 6 カ月～1 年ぐらいかかるのではないかという言い方をしておりますので、恐らく年明け、来年前半ぐらいになるのではないかというふうに想像しております。

ちょっと横にそれまして、お手元の資料、四角で囲った点でございませけれども、今回の J C P O A という合意そのものと並行する形で、それとはまた別の形で、I A E A とイランとの間で、ロードマップという名称の個別の合意ができました。これはイランが過去に核兵器を開発していたのではないかという可能性について、具体的にイランと I A E A 側とでやりとりをする。やりとりをして疑問点を解明するというプロセスが別途ございます。そして、2015年12月15日までにこの疑問点が全て解消されることが期待されているということでございます。

「合意履行の日」を迎えまして、イランが主要な措置について履行し、I A E A がそれをチェックし、そして国際社会の側で制裁をとめる手続をとった後でございませけれども、先ほどの「合意採択の日」から数えて 8 年後、普通に計算しますと 2023 年 10 月でございませけれども、「移行の日」というものを迎えます。この移行の日の意味は、何で T r a n s i t i o n という言葉を使っているのか、正直我々もわかりませんが、もしかすると、イランが普通の国に向けて移行していくという意味なのかもしれません。アメリカでは核関連の独自制裁を終了。EU も制裁を終了。そしてイランは I A E A 追加議定書の批准を追求。この時点までイランは I A E A の追加議定書は自主的に実施いたしますが、批准ま

ではないというつくりになっております。

御案内かもしれませんが、イランは I A E A 追加議定書は署名をしておりますが、これまで批准はしておりませんでした。I A E A 追加議定書に書いてある中身を自主的に実施し、この移行の日というものを迎えると、イランの中の立法府に対して批准することを追求していくということが想定されている日でございます。

そして最後でございますけれども、「安保理決議終了の日」。この日は合意採択の日から数えて10年後でございますので、2025年10月になると思いますが、この日を迎えますと、先般7月20日に通ったばかりの安保理決議2231、これがなくなる日でございます。

どういう意味を持っているかといいますと、これまで交渉の過程で、イランは、イランの側で一定の義務を履行した暁には、N P T 条約上の普通の非核兵器国として、ある種一人前になりたいという希望をずっと持っておりましたので、この日をもってイランに核問題が存在するという趣旨の安保理決議をなくす。国際社会がイランの核問題というものを引き続き検討しなければいけない状態ではなくなるというのが、この「安保理決議終了の日」として想定されている状況でございます。

今後の段取りが以上でございますが、お手元の資料3枚目、先ほどちょっと簡潔に御説明してしまいました、イランがどういった制約を受けるかについてももう少し詳細に御説明したいと思います。

まず、ウランの濃縮関連でございますと、合意の前は、イランは1万9,000機ほど遠心分離器を設置しておりましたけれども、稼働数として5,060機に10年間限定する。

それから、濃縮の程度でございますけれども、低い濃縮の3.67%を超えることはしない。

そして貯蔵量は、これまで10トン持っておりましたけれども、300キロに15年間限定するという制約になっている。

それから、イランは国内にいろいろ核関連施設を持っておりましたけれども、濃縮関連の研究開発活動というものは、ナタンズにおいてのみ実施する。フォルドという別の施設ではウラン濃縮は行わないというような合意になっております。

ウラン濃縮から離れて、今度はアラクという場所にあります重水炉。重水炉はまだ建設途中でございましたけれども、仮にオペレートしますと、場合によってプルトニウムがつくれるという懸念を生じさせていた施設でございますけれども、このアラク重水炉は、今後、未来永劫でございますけれども、兵器級のプルトニウムを製造しないように再設計、改修をします。使用済み核燃料は国外へ搬出するメカニズムになっております。

そして、アラク以外に新たな重水炉というものは建設せず、再処理も建設をしないということになっております。

それから、IAEAの査察に関しましては、今後、監視活動がより一層効率的に行えるように、オンラインなんかを使った先進的な技術を使えることを許可する。これを15年以上認め、そしてウラン鉱山、ウラン精鉱などにアクセスをしたり監視をすることも、25年間そういったことを認めることになっております。

このようなみずからの原子力活動に制約を付す対価として、先ほど申し上げたようなスケジュールで制裁が解除されていくというのが大きな合意のつくりでございます。

以上、簡潔でございますけれども、イランの先般の合意そのものについて御説明申し上げた次第です。

(岡委員長) 御説明どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) どうも説明ありがとうございました。そうすると、まず順番にいきますけれども、最初は、名前が包括的共同作業計画ということで、若干昔の北朝鮮の合意にも似ていますよね。あれも合意の枠組みということで、あくまでもあれは協定・条約文書ではなくて、あくまでも合意された枠組みであると。これも、そうすると合意された両方が共同でやる作業の計画であると。つまり条約・協定ではないというたてつけになってになっているわけですね。

(金井課長) 御指摘のとおり、このJCPOAという紙、これは100ページを超える分厚い文書ですけども、この紙自体は条約でも協定でもございません。国際法上の法的拘束力を生まない、当事者間の紳士協定といいますか、合意でしかございません。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、7月20日に国連安保理決議2231というものが通っておりまして、それがアネックスAというものにこの合意そのものが添付されて、そして、セキュリティーに関する安保理としてこの合意を着実に実施していくことを決定するということになっておりますので、安保理決議2231上は、この合意は法的な力を持つものになっております。

(阿部委員) そうすると、まだ決議を読んでいませんけれども、安保理が実施すると。主語は安保理であって、加盟国が実施すると。つまり、もし加盟国がこれを国際約束として実施すると安保理決議に書いていると、意地悪な上院議員は、ここで条約的な義務を引き受けているじゃないかと。よって上院の3分の2の承認が必要だという議論をするかもしれま

せんけれども。そこの書きぶりは、主語はそうすると安保理が実施するということなんです。

(金井課長) 安保理がこの J C P O A という合意の履行を全ての加盟国に求める形になっております。

(阿部委員) そうすると、国際的には安保理決議と国連憲章によって、加盟国はこの計画を実施する国際的な義務が生ずると。しかし、文書そのものは条約じゃないんで、場合によっては行政府が議会に出して、「いや、これは条約じゃない」と言い張れるという状況になるということですかね。

(金井課長) 例えば、国際社会のある国は、イランに対して制裁を科す義務を今持っております。それは国連安保理決議が7つ通っておりますので、安保理決議を国連加盟国として誠実に履行して制裁を科す、そういう義務がございますけれども、今回通りました2231に基づきますと、ある一定の条件、ある一定の日数を経た後、全ての制裁決議をターミネートいたしますので、ターミネートするという義務が生じるということだと思います。

(阿部委員) これは実際、この100ページの文書は、国務長官とか何かが署名しているんですか。

(金井課長) 署名の欄はございませんので署名はしていませんが、最後は皆さんウイーンに缶詰で、10日間ぐらいつと交渉して妥結に至ったので、関与しているのは間違いないと思います。

(阿部委員) 次に、それでまず順番に合意履行の日、Implementation Day が来ると。そこで、「IAEAがイランによる主な措置の履行を検認した日」とありますけれども、これも中に書いてあるんでしょうね、どういうものが主な措置であるか。つまり、早い話が、遠心分離器を1万5,000から安全に減らすとか、濃縮ウランの量を300キロに減らすなんていうのは、例えば国外に搬出するにしても、なかなかそんなに数ヶ月じゃできないかもしれませんよね。そこはどういう定めになっているんでしょうか。

(金井課長) おっしゃるとおりでございます。イラン側が履行しなければいけない義務の中には時間がかかるものもございます。例えばアラクの重水炉の再設計といわれれば、それはもう数年越しかかるお話でございます。数ヶ月でできるお話じゃないと思います。大部なのできょうはお持ちしていませんけれども、ホームページから、ないしは国連安保理決議の附属文書として閲覧できますけれども、合意のアネックスというものが5つ、1から5までございまして——失礼しました、アネックスの5というものが今後の段取りを書



いたアネックスでございますけれども、そのパラ14というところに、何をイランが実施しなければいけないかを子細に書いております。

(阿部委員) それから一つ、ずっともめてきたのが、この右の四角の中にある、核兵器開発の可能性に関する最終報告と。これは I A E A が、いわゆる12月15日までにやるということなんですね。これはたしか、いろんな報道によると、イランが非常に抵抗して、軍事施設は1回だけ、しかもイラン側が、いわゆるマネージドアクセスで、イラン側が「ここはいい、ここはだめ」という付き添いがついた形だけ認めるというような、途中で報道がありましたけれども、これは最終的にそういう形でまとまったんでしょうか。

(松井首席事務官) I A E A とイランとの関係だけ申し上げますと、基本的にはパルチンのことだと思いますけれども、パルチンについては別途の取組に合意した。別途、何らか I A E A とイランが合意しているそうなんです、その中身については、我々は存じ上げません。

(阿部委員) それから、イランの追加議定書の実施。これは以前から問題になっていて、イランはずっと批准をしないということでやってきたわけですが、今度も最初は暫定実施をするということですね。したがって、嫌だったら、イランは「ここは嫌だ」と言えるということなんだろうが。

最後に、今度は移行の日に、最後のところに、「イランは追加議定書の批准を追求」すると書いていますね。つまり、英語で p u r s u e かな。ということは、要するに、求めるけれども、例えば、行政府がイラン議会に批准の案件を提出する — 今でもそうなっているんじゃないかな。それを議会が審議を続けると。しかし批准の議決はしないという状況でも、一応この「批准を追求する」という義務は履行したことになるということですか。

(金井課長) 交渉の過程でどういうやりとりがあったかまでは、我々は詳細には承知しておりませんが、恐らく行政府として書けるだけのことを書いたということだと思います。そこはアメリカ側も一緒に、行政府として責任を負いきれないところについては書いていませんので。「追求」というのは、別に私はイランの肩を持つわけではありませんけれども、イラン行政府として、立法府との関係でやれるだけのことをやるという趣旨で書いてあるんだと思います。

(阿部委員) ああ、そういうふうに出てある、努力規定というふうにもとれるわけですね。

3 ページ目ですけれども、ウランの濃縮関連で、濃縮の上限は3.67%にすると。それから、濃縮ウランの貯蔵は300キロに限定するとありますが、他方、今既に稼働中の原子炉があり

ますよね、ロシアが建設して。プシェールの。当然あそこには濃縮ウラン燃料がいっぱい、何トンとありますよね。そうすると、この貯蔵300トンというのは、そういった燃料に加工された濃縮ウランは除いてということでしょうね、そうじゃないとこれは無理ですわね。

(金井課長) 今、該当ページを探していますが、そこも含め子細に書いてあったと思います。合意の中のアネックス1というところに、イランが今後みずから課す原子力活動の制約が全部書いてありまして、このお手元の資料はそれを要約し、簡潔に書いたものですが、そこはかなり細かく、全て記載されております。ですから、この3.67%という濃縮されたものというのは何なのか、そして300の貯蔵濃縮ウランというのはどういう性質のものなのかというのが、数字をもって書かれております。

(阿部委員) それで、これから I A E A が査察をしていって、追加議定書も暫定適用という形でやっていくということで、I A E A にいろんな追加議定書のもとの権限も認められると。若干ここにウラン鉱山へのアクセスとか、ウラン精鉱の監視を行うと書いてありますから、そういう意味では、暫定適用であるけれども、具体的に幾つかのものは書き出して、イラン側に義務を明確にしているということなんでしょうが。一部報道で、批判的な報道の中に、イランが査察の対象の場所について、それを受け入れるかどうか、回答するまでに24日間でしたか、猶予期間があるという記述があって、それが批判の対象になっていて。そうすると、24日間もあれば、イラン側がいろんな疑わしい痕跡を消せるじゃないかという批判がありましたけれども、これはやっぱりそういう仕組みになっているんですか。

(金井課長) 具体的な日数は、すみません、私はすぐには思い出せません。査察については、これまで以上の透明性を確保する観点から仕組みを設けておりまして、一つ議論になっておりましたのは、軍事施設には査察を認めないということを交渉過程でもイラン側は明らかにしておりました。その点につきましては、お手元の資料一番最後の3ページの参考「原子力分野における主な制約」の一番最後の四角ですけれども、I A E A としては、是非未申告の物質・活動を検証しなければいけない義務を持っておりますので、イランには、軍事施設だろうがそうでなかろうが、あらゆる場所へのアクセスを要求するのは当然だと思います。

そのアクセスが、仮にイラン側の抵抗その他の事情で実現しない場合には、この合意の中で合同委員会という仕組みがつくられております。合同委員会のメンバーは、今回の交渉に参加した全てのメンバーでございます。全部で8当事者おります。E U 3 + 3 で6。それからE U としても参加しておりますので7。イランを加えて8。この合同委員会が紛争

処理・解決メカニズムというものを持っておりまして、最後は多数決で結論を出すということになっております。8ですので、そこで5票とれば、イランが仮にアクセスを拒絶したとしても、よい結論が出るという仕組みになっております。

(阿部委員) イラクの場合なんかも、まさにUNSCOM、UNMOVICが軍事施設を見せろ、大統領官邸を見せろと言って、イラクが抵抗して、その辺が疑惑のもとになって、最後は戦争になっちゃったわけですけども。ですから、今度も恐らくイランとの間で、軍事施設を見せるかどうかということで、またもめるかもしれませんね。

そこで、基本的には日本としてもこれは歓迎する、その実施に協力するということになると思うんですが、私もそれがいいと思いますが、日本として具体的に協力することは、もう既に何か考えているのでしょうか。例えば、聞くところによると、IAEAの天野事務局長が、追加的にいろんな査察の仕事が出るんで、IAEAは残念ながら予算がないと。それを助けてくれということ既に言っていますけれども。例えば、日本がその分は少し負担しようとか、そういう前向きなことは何か考えておられますか。

(金井課長) 先ほど申し上げましたとおり、今回の合意は御案内のとおりでございますけれども、国際社会の不拡散体制を強化するものですし、加えて、こと中東において、より一層地域の安定に資するものだ我々は受けとめておりまして、前向きに歓迎しております。したがって、日本ができることがあれば、それはもう当然軍縮・不拡散の分野で非常に積極的な貢献をなしてきた国でございますので、日本としてもあらゆる形で、可能な分野で可能な協力を行っていきたいと思っておりますけれども、具体的にこういうことをIAEAとの間で、ないしはイランとの間で、ないしはEU3+3との間で協力していききたいということについては、今後の検討材料だとは思っております。

(阿部委員) あと、ロシアは今ブシェールの原発をやっていますけれども、そのほかに、更に新しい原発をつくろうという話をイランと進めていますよね。それから、最近の報道によると、中国もイランに原発を建設する話がまとまったというような報道がありますけれども。この今後10年、15年の実施期間中は、そういう民生用の原子力の協力、機材あるいは技術の輸出、そういったものの規制はどういうふうになるのでしょうか。

(金井課長) まさにイラン側としては、この合意をもって、できるだけ普通の国になりたいというインセンティブでこの合意を結んだわけでございますので、まさに御指摘の民生分野の平和的な原子力利用という分野は、是非国際社会の協力を得て進めたいというのがイランの意図でございます。

割愛してしまいましたけれども、今回の合意の中には、アネックス3というところでシビル・ニュークリア・コーポレーション、民生協力というものをうたっておりまして、余り具体的に詳細な計画が記されているわけではございませんけれども、様々な分野で今回の合意の当事者、交渉当事者、そして場合によっては国際社会の協力者の協力を得て、今後進めていくという形がアネックスに記されております。御指摘の報道を私も承知しておりますけれども、具体的にこういった計画になるかというのは、今後見定めていく必要があると。

(阿部委員) そうすると、余りそこは具体的には書いていないですね。

そうすると、今これで安保理決議が採択されて、そうしますと、今の現状で安保理決議の制裁は、軍事関係その他の協力の禁止規定はありますね。民生用の原子力関係の機材、技術の輸出は、安保理決議との関係ではどうでしたっけ。これは今でもできるんですしたっけ。

(金井課長) 安保理決議の制裁の子細は、きょうお手元にお持ちしていませんけれども。いずれにいたしましても、今後一定の年限を経た後は、全ての核関連の制裁決議は終了してまいりますので、核についての制約は何もなくなるということでございます。

(阿部委員) 実際は、ロシアはブシェールの原子炉の建設と、それから運転の技術支援。それから燃料の供給もやっていますから。それでロシアが安保理決議に違反したという話は聞かないから。ということは、そこは今でも認められているんですね。

ただ、もう一つの問題は、恐らくイランは、NSGのガイドラインで規制対象になっているはずなんで。安保理決議と関係ありませんけれども、NSGがガイドラインを変えてイランをオープンにしないと、中国、ロシア、日本もみんなメンバーですから、実際上できないと。ロシアは、ブシェールは恐らくグランドファザーズ・クロースか何かでやっているのかもしれませんが、厳密に規制の前だということをやっているのかもしれませんが。

ということは、仮に日本の民間企業がこれからイランに原子力機材の提供を考えようというときには、まずNSGの決定を待たねばいかんということになりますか。その意味においては、ロシアも中国も同じ立場であるということですか。

(松井首席) そこはそうだと思います。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西委員お願いします。

(中西委員) どうも詳しい御説明をありがとうございました。EU3+3で日本は出てこないわけですが、最後に阿部委員がおっしゃったことと似ているのですが、日本は何

が期待されているかとか、どういう立場をとるべきなのかというポイントを教えていただければと思います。特に、日本は核保有国でもないのに濃縮がある程度認められています。一方、韓国は濃縮したいと言ってもなかなか認められないということもあり、そういう中で日本に何を求められていると考えればいいのでしょうか。またEU3+3+1では、どういう議論があるのかというのをもう少し教えていただければと思います。

(金井課長) 具体的な協力の在り方は今後の議論を待つ必要があるとは思いますが、2つあると思いますのは、1つはイランとの関係では、日本は伝統的な友好国であるということです。話がそれて恐縮でございますけれども、古くシルクロードの時代から、正倉院に陳列されているカットガラスはペルシャからの贈り物だと言われているぐらい古くからの友好関係がございまして、現在の革命後のイランとの関係でも一定の友好関係を保っております。そういう日本でございますので、ここまでの過程でも、長年の友好国としての日本からも、イランに対して直接の働きかけというものをやってまいりました。ロウハニ政権以降でもたび重なる要人往来、こちらからイランを訪問し、イランの要人にも日本に来てもらい、そういった機会を使いながら、この核の分野での合意に何としても至ることが、達成することがイランにとって利益になるということを重ねて働きかけてきた経緯がございます。

晴れて合意が成立しましたので、今後、今度はこの合意の履行の局面に移っていくわけですが、その局面でも、是非日本からイランに対しては、誠実な履行というのが重要であるということ働きかけていく所存です。

もう一つの側面は、恐らく、私は実は専門ではございませんけれども、この不拡散の分野では、日本は相当国際社会では優等生だと思います。私の知人なんかのイラン人に言わせても、早くNPT上の非核兵器国として日本のようになりたいというようなことを言うイランの友人もおります。日本はIAEAとの間で長い年月をかけて透明性を担保してきた、国際社会の信頼を勝ち得てきたという長い良いヒストリーがございますので、こういったことをしないと、なかなか国際社会の信頼が得られないというのは、我々が一番先輩としてよくわかっている点でございますので、何らかの形でイランにそういった働きかけもしていきたいなというふうに思っております。

(中西委員) ありがとうございます。今までの経緯やヒストリー、日本がどういう立場かということ御説明いただき、よくわかったのですが、どういうことが求められているかについて、具体的な分野があるのでしょうか。

(金井課長) 先ほど御説明した点は、E U 3 + 3 側からも求められてきたところでございます。日本のルートを通じてイランに強く働きかけてくれ、そして、日本がどれだけ苦勞して I E A E との間で透明性を確保してきたかということについてもイランに説明してくれというようなことは求められてまいりました。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。大変難しい問題ですね。合意に至ったのは大変喜ばしいことだとお思いますけれども、少し勉強のため質問させていただきます。

イランが核兵器開発のインセンティブを下げるといいますか、もともとこれに、この2002年といいますか、そのインセンティブという意味ではどういう脅威が。イスラエルがやっぱり一番脅威だったということなんでしょうか。

(金井課長) 彼らが説明しておりますのは、イランは核兵器を持つインセンティブを感じていないと、これまでずっと説明しております。イランの安全保障ドクトリン上も核兵器を必要とせず、そして、宗教上も大量破壊兵器を持つ意味はないとイラン自身が考えているということとをずっと説明しておりますので、これまで「イランが核兵器を必要としている」という表現は、私の不勉強かもしれませんが、承知しておりません。

(岡委員長) そういっているところ、追加議定書の批准を追求するとか、あるいは軍事施設の査察がどうのこうのというようなことで。ある意味で、なかなか日本みたいに優等生のところに向いていかない理由はどういう感じなんでしょうか。

(金井課長) 私も全てを承知しているわけではないと思いますが、イランは国際社会の圧力というのは嫌いでございますので。国際社会に一方的に圧力をかけられて物事をするというのをこれまで拒んできた。I A E A の追加議定書についても、署名をした以上、批准というのは当然念頭にあったはずでございますけれども、その批准に至らなかったのは、批准するかわりに国際社会の側で、2002年以降の話ですけれども、一定の制約が課されてきたわけですけれども、それが解除される見通しが全然立たなかったということについて、イランの立法府が反発したということだと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。個別のお話はいろいろあると思うんですけれども。核不拡散といいますか、この仕組みは前回少し、プルトニウムの話の時に伺って。保障措置と、あとはNSGと、あとNPTとあって。NPTもいろいろ核兵器のほうも、化学兵器、生物兵器いろいろあるところ、まだ核兵器だけは禁止条約に至っていないというようなことで、遅々として進まないといいますか、複合的な取組ですけれども。ちょっと広く、核不

拡散という意味で、複合的な取組という意味で今後重要になる、これは阿部先生に伺ったほうがいいのかもしいんですが、今後重要であることというのは、どういうところがポイントになるのでしょうか。

(阿部委員) 何ですか。

(岡委員長) 核不拡散の制度の基盤といたしますか、なかなか進みませんが、例えば、今度2015年、5年目ごとにやっています、なかなか採択に至っていないとか、そういうこともございます。今後、そのNPTの核不拡散の取組を進めていく上で重要なポイントといたしますか、あるいは日本として重要なポイントというのがございましたらお聞きしたいということで。

(阿部委員) 今の現下の状況では、一番大事な優先課題は、このイラン合意を着実に実施して、これはちゃんとうまくいくんだという感じを確立するということです。そうすると、周りのサウジとか、エジプトとか、イランがもし持てば核兵器をまた持とうとするんじゃないかという国も、そういうことを考えなくなるわけです。したがって、それがかなり脅威が低下するということと、それによって、将来この中東全体を非核地帯にすると。イスラエルが今持っていることは間違いないと言われているんですけども、非核地帯をつくるためには、まずイスラエルがやめるということを書いてくれないといけないんですけども、現在はむしろ逆に、イランが怪しいというんで、イスラエル国内でも、これは持ち続けねばいかんという議論が強くなっています。全くそういう状況じゃない。そこもやはり、イランはこの道がふさがれる可能性が非常に強くなってきたという状況ができれば、イスラエル国内でのそういう動きも熱が下がってくるんで、だんだん中東での状況が醸成できるかもしれないという意味において、ここが今は一番大事だと思います。それがうまくいけば2020年に関次NPT再検討会議も、割といい雰囲気、今度うまくいくという状況になるんで。いずれにしても、いろんな面において非常に大事なことだと思います。

もう一つは、これが北朝鮮に対しても間接的ないい影響を与えて、これはやっぱり我々もイランに見習ってやめたほうが良いというふうになってくれるといいんですが、これは客観的に見ていて、なかなかそういう状況にならないということで、残念なことですけども。これはアジアにおいても、北朝鮮の問題は諦めずに追求していく必要があると思います。

(岡委員長) もう一つ、中東課長の金井課長においでいただいていますので質問いたします。イスラムの理解といたしますか、日本人は余りよく知らないというのが実態です。我々は、

例えばインドネシアから留学生でイスラムの方が来ますけれども、その程度です。少しイスラム圏の文化の理解、あるいはそういう背景の理解といたしますか、イスラムといっても非常に、中東は広うございますけれども、何かポイントとかございましたら伺いできればありがたいんですけれども。

(金井課長) 中東は非常に重要な地域だと思います。なかなか日本の毎日の報道で、テロですとか内戦ですとか、そういったニュースが飛び交っておりますので、一般の方からなじみが薄いといえますか、むしろ敬遠されがちな地域かもしれませんけれども、中東の方々は日本に非常に親しみを持ってきておられて、彼らからすると同じアジアの民だということで、欧米の人にはわからないアジア的価値が日本人たちはわかってくれると。

そういう見方をされていますので、我々も是非、中東の中に入って行って、いろんな問題で、欧米ほどかかわってきた歴史が深いわけではございませんけれども、いろんな問題で積極的に役割を果たしていきたいと思います。このイランの核問題というのも一つでございますけれども、例えば、湾岸諸国が心配しているのは、今後、核の合意が達成された後のイランというのはどういうイランになっていくのかと、地域的な覇権を目指すのではないかと。そういうイランを心配しているほかの国もないわけではございません。我々としては、是非そういった信頼醸成の面でも何か役割を果たしていきたいなというふうに思っております。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方から、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもお忙しいところありがとうございます。

それでは、次は議題2について事務局からお願いいたします。

(室谷参事官) どうもありがとうございました。その他の案件でございまして、通常はここで次回会議日程とか御案内申し上げるんですが、今後、日程がまだ定かじゃない状況でございますので、本日は特にお伝え申し上げることはございません。以上でございます。

(岡委員長) それでは、委員からほかに発言ございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。

ありがとうございます。

—了—